

# 目 次

## 計画策定にあたって

### ● 第1章 計画策定の趣旨

▶ 第1節 策定の目的 .....	2
▶ 第2節 計画の概要 .....	2

### ● 第2章 計画策定の背景

▶ 第1節 社会・経済を取り巻く潮流 .....	4
▶ 第2節 寝屋川市の現状と特性 .....	8
▶ 第3節 まちづくりの課題と視点 .....	14

## 基本構想

● 第1章 めざすべきまちの姿 .....	18
● 第2章 目標年次 .....	19
● 第3章 将来人口 .....	19
● 第4章 都市デザイン .....	20
● 第5章 まちづくりの大綱 .....	22
▶ 第1節 まちづくりの方向 .....	22
▶ 第2節 市政運営の方向 .....	28

## 前期基本計画

● 計画の体系 .....	32
● 前期基本計画の見方 .....	34
● 第1章 まちづくりの方向	

### 1 安全で安心できるまちづくり

1 災害に強いまちをつくる .....	36
2 治水対策を促進する .....	38
3 危機管理体制を充実する .....	40
4 犯罪のないまちづくりを推進する .....	42

### 2 健康でいきいき暮らせるまちづくり

5 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる .....	44
6 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる .....	46
7 健康づくりを推進する .....	48
8 地域でともに支えあうしくみを充実する .....	50
9 高齢者の社会参加と自立支援を推進する .....	52
10 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する .....	54
11 子育てしやすい環境を整備する .....	56

### 3 夢を育む学びのまちづくり

12 学校教育を充実する	58
13 青少年の健全育成を推進する	60
14 生涯学習を充実する	62
15 文化の振興を図る	64
16 スポーツ活動を推進する	66
17 国内外の交流を推進する	68

### 4 快適でうるおいのあるまちづくり

18 計画的なまちづくりを推進する	70
19 良好な住宅・住環境を創出する	72
20 四駅周辺のまちづくりを推進する	74
21 安全でおいしい水を供給する	76
22 下水処理を推進する	78
23 利便性の高い快適なまちをつくる	80
24 水とみどり豊かなまちをつくる	82

### 5 環境を守り育てるまちづくり

25 環境を保全する	84
26 ごみの減量・資源化を推進する	86
27 廃棄物を適正に処理する	88

### 6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

28 商業の振興を図る	90
29 工業の振興を図る	92
30 農業の振興を図る	94
31 消費者保護を推進する	96

## ● 第2章 市政運営の方向

### 7 市民が主役のまちづくり

32 コミュニティづくりと協働を推進する	98
33 情報発信を充実する	100
34 市民ニーズを把握する	102
35 寝屋川市のイメージアップを図る	104

### 8 将来を見据えた自治経営

36 健全な財政運営を行う	106
37 効率的な行政運営を行う	108
38 市民サービスを充実する	110

## 財政収支計画

114

## 資料

117



# 計画策定にあたって

## 第1節 策定の目的

寝屋川市では、平成13年に第四次寝屋川市総合計画を策定し、平成22年度までの10年を計画期間として、「ふれあいいきいき元気都市 寝屋川」を将来像に、計画の推進を図ってきました。

この間、地方分権改革や地域主権改革の進展、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化及び市民ニーズの多様化などにより、地方自治体を取り巻く社会経済環境は、大きく変化しています。

とりわけ基礎自治体である本市においては、自己責任と自己決定のもと、自らのまちを自らで守り育てることが重要となり、従来にも増して自立した自治経営の実現が求められています。

こうした状況の中で、今後、本市が持続的に発展していくためには、「みんなのまち基本条例」の市民がまちづくりの主役であるという理念に基づき、協創のまちづくりを実践していく必要があります。

以上のこと踏まえ、まちづくりの目標と方向性を明確に定め、その目標に向けて効果的に施策を実施するため、第五次寝屋川市総合計画を策定しました。

## 第2節 計画の概要

## 1 計画の役割

## ① まちづくりの指針 .....

まちづくりを進めていく際に、市民と行政が共有すべき指針となるものです。

## ② 行政運営の指針 .....

今後を展望した総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、自治経営における最上位計画となるものです。

## 2 計画の構成と期間

計画は、基本構想、基本計画、実行シートで構成します。



## ① 基本構想 .....

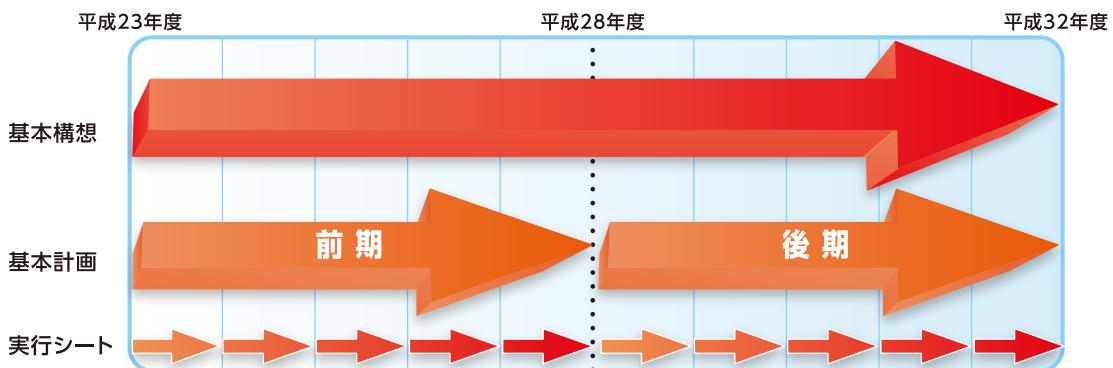
基本構想は、寝屋川市の将来の目標やそれを実現するためのまちづくりの大綱を示すもので、計画期間を10年とします。

## ② 基本計画 .....

基本計画は、基本構想に基づいて実施していく具体的な施策の内容を明らかにしたもので、基本構想の10年を見据えつつ、前期5年、後期5年の計画とします。

## ③ 実行シート .....

実行シートは、基本計画に基づいて実施していく具体的な取組を示すもので、毎年作成します。



## 3 計画の特長

### ① わかりやすい計画 .....

施策や事業の位置付けやめざすべき目標を具体的に表現するなど、だれもがわかりやすい計画としました。

### ② 市民参画による計画 .....

市民意識調査、各種団体との懇談会、地区別懇談会、審議会やパブリック・コメントなどをを行うとともに、まちづくりワークショップを重ね、市民参画により策定しました。

### ③ 社会環境の変化に対応できる計画 .....

基本計画を前期と後期に分けることにより、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化など、社会環境の変化に柔軟に対応できる計画としました。

### ④ 効率的な行政運営を推進する計画 .....

総合計画に基づいて実施する事業を計画的に行うため、財政収支計画との整合性を図るとともに、実行シートを活用した事業の改善や選択により、効率的で効果的な行政運営を推進する計画としました。

## 第1節

## 社会・経済を取り巻く潮流

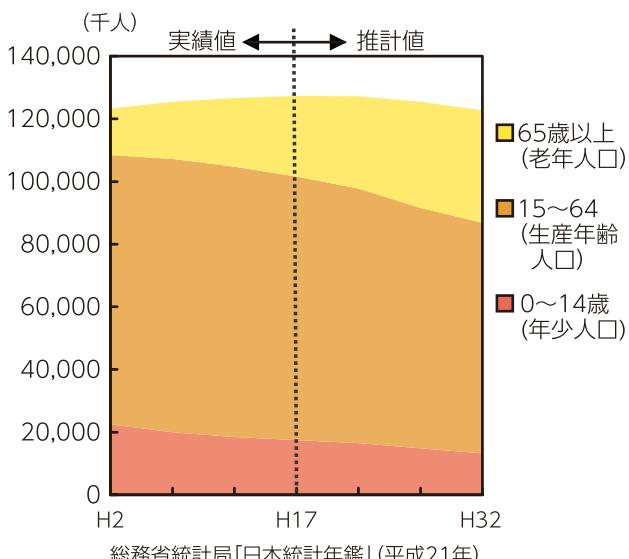
## 1 人口減少と少子高齢化の進展

わが国は、出生率の低下による少子化の影響で人口は減少傾向へ転じており、加えて平成24年以降に「団塊の世代」といわれる昭和22年～24年に生まれた人が65歳に達することなどから、急速に人口の高齢化が進むことが確実になっています。

このため、労働力人口は高齢化しながら減少していくことが予想され、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性が指摘されています。

また、税や社会保障にかかる国民負担の増大など、保健、医療、福祉や地域社会への様々な影響が懸念されています。

## ■ 日本の総人口推移





## 2 安全・安心意識の高揚

近年、相次ぐ地震や台風などの自然災害により、人々の生命や財産は甚大な被害を受けています。特に最近では、短時間の局地的な大雨による浸水などが、各地で発生しています。

また、食品表示偽装や悪質商法などの消費生活にかかわる被害やインターネットを悪用した犯罪が増加するなど、日常生活の安全確保に対する不安感が高まっています。加えて、医療・年金制度などに対する不安が増大しており、日本の社会システムへの信頼が低下しています。

一方で、自主防災組織やボランティア団体が増加するなど、安全や安心を求める意識が飛躍的に高まっています。

### ■ 国民生活に関する60項目についての重要度

項目	重要度順位	
	H14	H20
老後に十分な年金が得られること	4位	1位
地震、台風、火災などに対する防災と被災後の支援がしっかりしていること	5位	2位
警察官、裁判官などが信頼できること	1位	3位
食品や薬品など商品・サービスの安全性が確保されていること	2位	4位
大気汚染、騒音、悪臭などの公害がないこと	3位	5位

内閣府「国民生活選好度調査」(平成14年／平成20年)

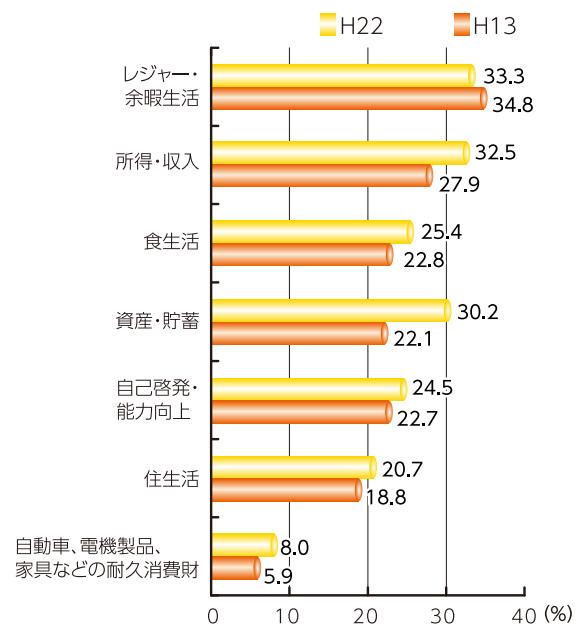
## 3 成熟社会の到来

人々の価値観が多様化し、生活環境が変化するにつれ、わが国は、これまでの量的な拡大によって得た豊かさを堅持しつつも、質的な充実を重視する成熟社会を迎えていきます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や生涯学習への意欲の高まりなど、ゆとりや品格などの表現に代表されるような、心の豊かさを大切にするライフスタイルが望まれています。

また、社会環境が変化する中にはあっても、まちなみや景観の美しさなど人々の生活を取り巻く環境についても、より良質なものが追求されています。

### ■ 今後の生活の力点



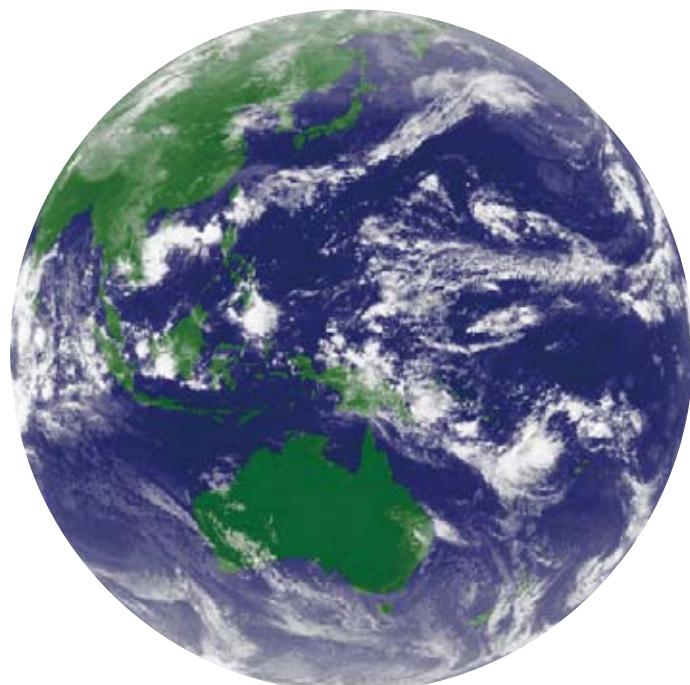
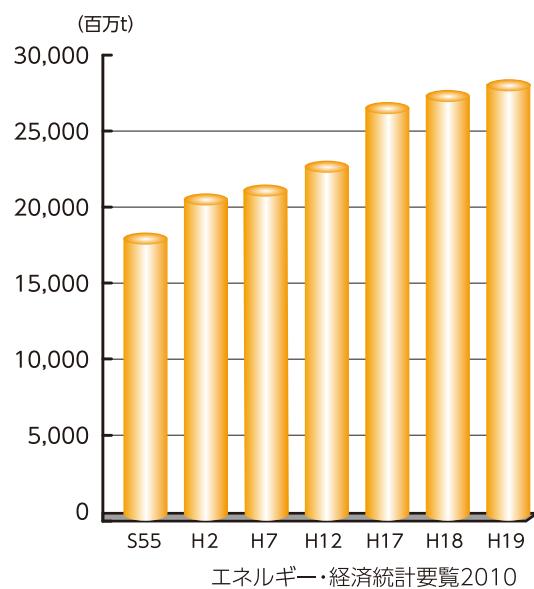
内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成13年／平成22年)

## 4 地球環境の保全

日々の生活や企業活動は、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させ、地球温暖化を加速させています。加えて、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題は、地球規模で広がっており、全世界共通の課題となっています。

このような地球環境問題に対して、持続可能な社会の形成をめざし、特に温室効果ガスの削減による「低炭素社会」の実現をはじめ、廃棄物の発生を抑制し資源の再利用を進める「循環型社会」、すべての人が自然の恵みを享受できる「自然共生社会」の実現への取組が進んでいます。

### ■ 世界のCO<sub>2</sub>排出量



※気象庁ホームページより

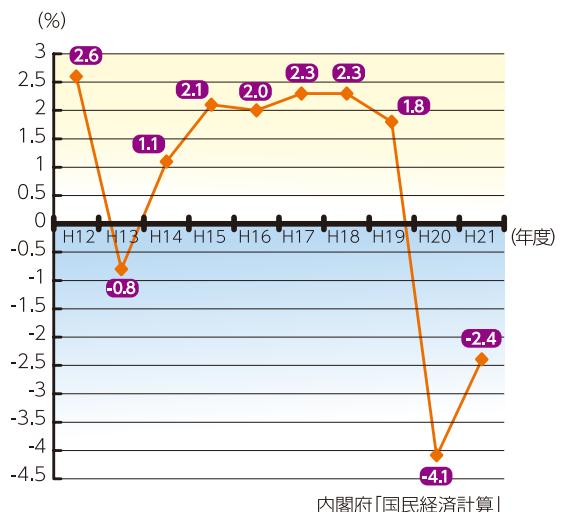
## 5 産業・雇用構造の変化

市場経済のグローバル化や情報通信技術などの技術革新が、世界規模で急速に進展しています。

このような中で、今後もわが国が経済成長を遂げるには、省エネルギー化や省資源化による資源生産性の向上に加え、製品・サービスの高付加価値化など、産業構造の変化が求められています。

雇用面においては、正規雇用者の割合が低下するとともに、派遣社員や契約社員といった雇用形態の多様化が進んでいます。

### ■ わが国の経済成長率(実質GDP)



## 6 地方分権・地域主権の進展

国と地方公共団体の役割分担や国の関与のあり方の見直しなどを目的とした地方分権改革に引き続き、地域主権改革が進められています。

地域主権改革として、住民に身近な行政サービスは、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるような制度や、道州制などの導入についての議論が重ねられています。

### ■ 地方分権・地域主権改革の動向

#### 第1期地方分権改革

- |     |               |
|-----|---------------|
| H5  | 地方分権の推進に関する決議 |
| H12 | 「地方分権一括法」施行   |

#### 三位一体の改革

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| H16<br>～18 | 国庫補助負担金改革、税源移譲、<br>地方交付税の見直し |
|------------|------------------------------|

#### 第2期地方分権改革

- |     |  |
|-----|--|
| H19 | 「地方分権改革推進法」施行<br>「地方分権改革推進委員会」設置       |
| H20 | 地方分権改革推進委員会 第1次勧告<br>地方分権改革推進委員会 第2次勧告 |
| H21 | 地方分権改革推進委員会 第3次勧告<br>地方分権改革推進委員会 第4次勧告 |

#### 地域主権改革

- |     |                |
|-----|----------------|
| H21 | 「地域主権戦略会議」設置   |
| H22 | 「地域主権戦略大綱」閣議決定 |



## 第2節 寝屋川市の現状と特性

### 1 都市形態

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市の中心部へ約15km、京都市の中心部へ約35kmの距離にあり、高度経済成長期において、大阪都市圏のベッドタウンとして成長・発展してきた住宅都市です。

市内には、大阪と京都を結ぶ京阪本線と関西文化学術研究都市へつながるJR学研都市線が通っており、国道1号、163号、170号等の主要幹線道路も整備されています。また、第二京阪道路が開通し、寝屋川地区画整理事業など幹線道路と一体となった沿道の良好なまちづくりが進んでいます。

さらには、寝屋川市駅東地区や香里園駅東地区の再開発事業により、生活、文化、教育、商業、医療などの新たな拠点が形成され、まちの魅力やにぎわいが高まることが期待されています。

### 2 地勢・自然

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の2つに分けられます。東部丘陵地帯は、生駒山系の一部で海拔50m前後、西部平坦地帯は、主に沖積層からなる海拔2～3mの平地となっています。

市内には、市域の西側を流れる淀川と中央部を南北に流れる寝屋川を中心に、河川や水路が縦横にめぐっており、人々は様々ななかたちで水と共生してきました。古事記や日本書紀に記載されている「茨田堤」(まんだのつつみ)や、本市に古くから伝わる鉢かづき姫の物語の中にも川と水のイメージが刻まれています。

また、国の史跡となっている石宝殿古墳や高宮廃寺跡、成田山不動尊などの神社・仏閣が点在し、一部には昔ながらの街道の面影があるまちなみも残っています。

こうした水や緑、歴史資源の有効活用は、市民にうるおいを与え、まちのイメージを高める可能性を有しています。



寝屋川市のマスコットキャラクター  
「はちかづきちゃん」



淀川河川公園



幹線水路



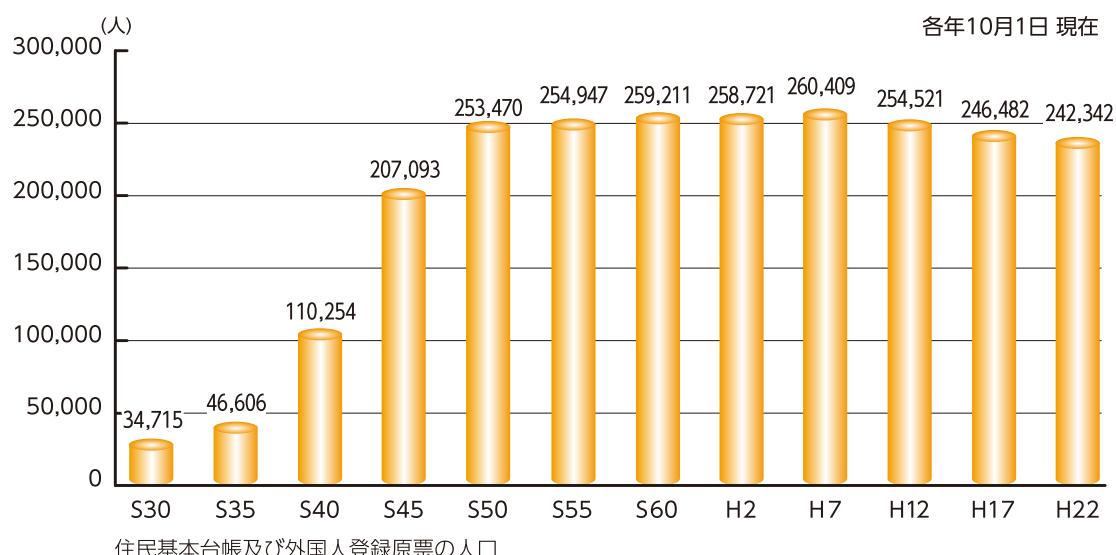
石宝殿古墳

### 3 人口の動向

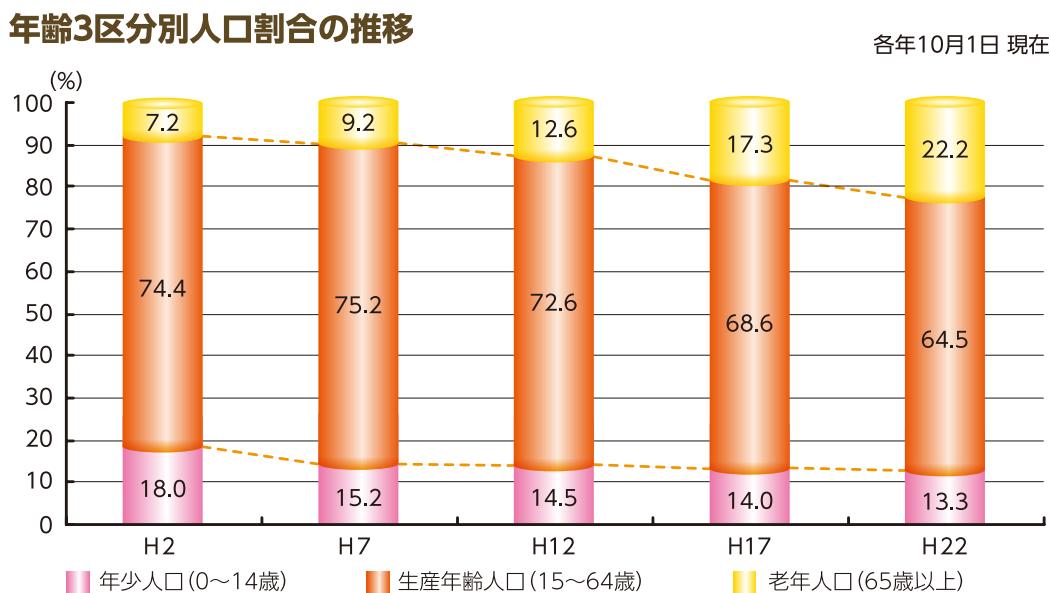
寝屋川市的人口は、昭和35年から高度経済成長期を経て昭和50年まで大幅に増加し、昭和50年には25万人を超えるました。その後は、25万人から26万人前後で推移する状況が続き、平成7年をピークに減少に転じ、平成22年現在で242,342人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は年々減少する一方、老人人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。今後もその傾向が続くものと予想されます。

#### ■ 寝屋川市の人団推移(昭和30年~平成22年)



#### ■ 年齢3区分別人口割合の推移



平成2年~平成17年の割合は、国勢調査人口です。

平成22年の割合は、住民基本台帳及び外国人登録原票の人口です。

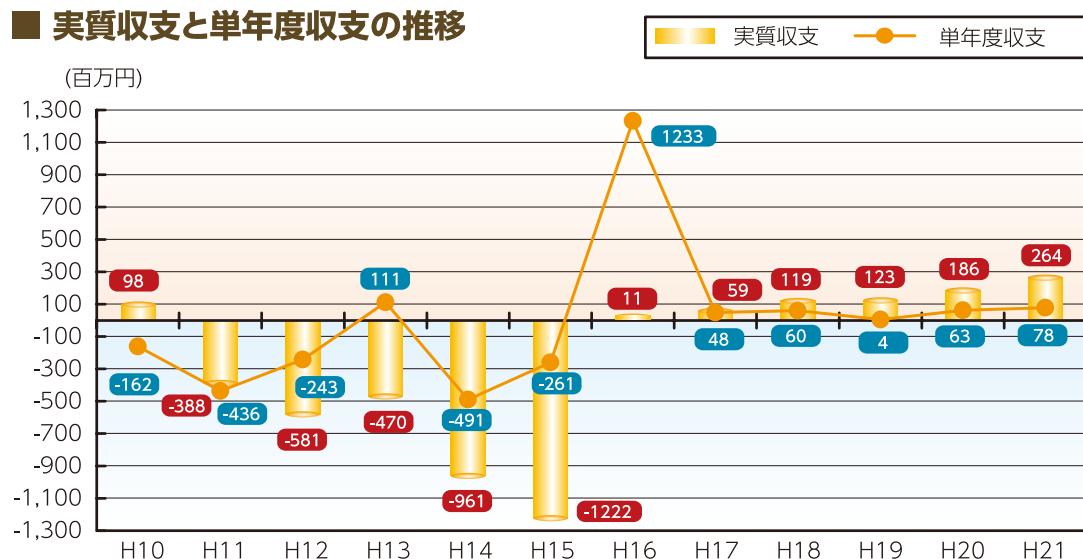
## 4 財政の状況

寝屋川市の財政状況は、平成16年度には6年ぶりに普通会計の実質収支が黒字となり、その後も引き続いている黒字を確保しています。しかしながら、近年の長引く景気低迷は、税収の落ち込みとともに、生活保護費などの扶助費の増加を招いています。

本市では、職員数の削減や給与の適正化など積極的に行財政改革を推進し、人件費などの抑制に努めているところです。

今後も、医療や福祉にかかる経費の増加や労働力人口の減少による税の減収などにより、財政状況は厳しくなるものと予想されます。

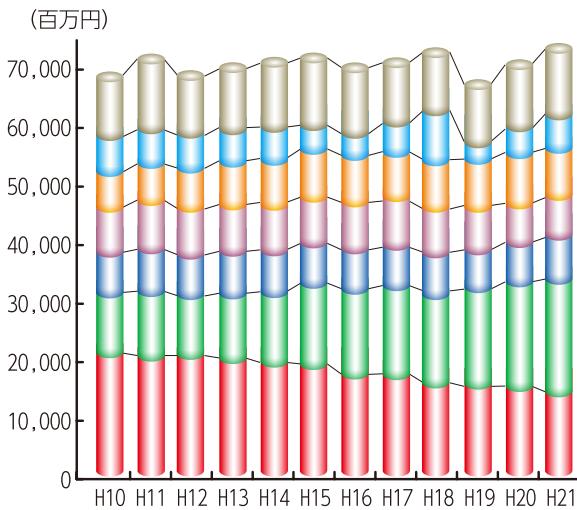
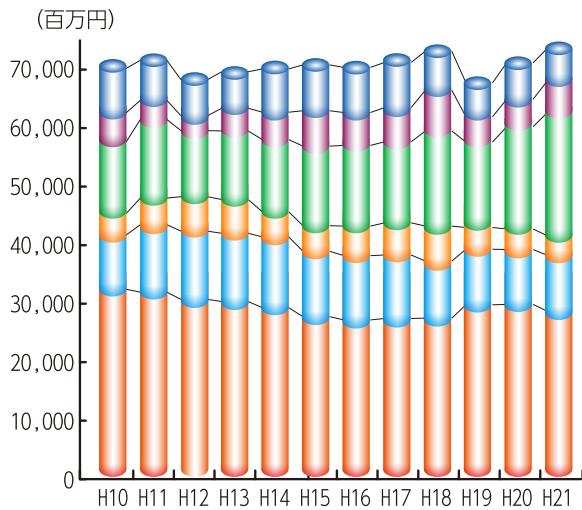
### ■ 実質収支と単年度収支の推移



### ■ 岁入決算額の推移(款別)



### ■ 岁出決算額の推移(性質別)



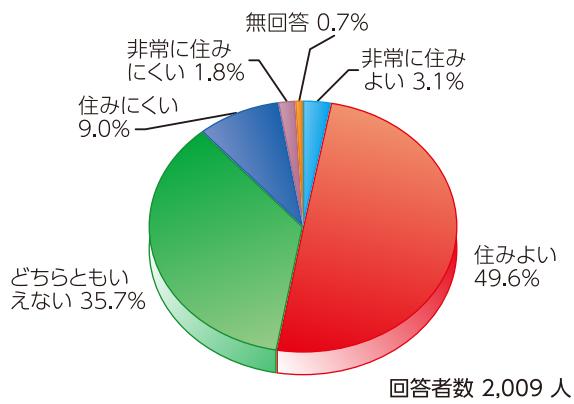
## 5 市民意識

### ①市民意識調査

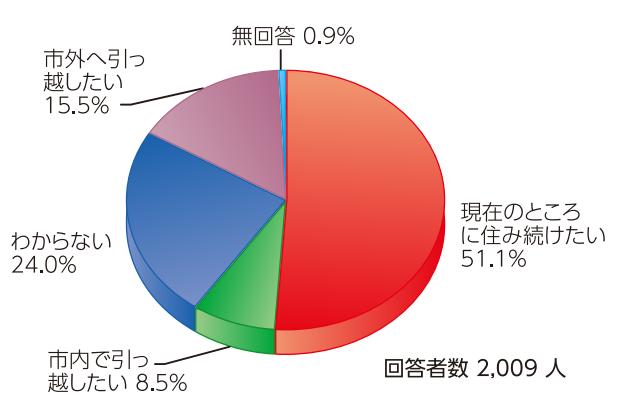
アンケート調査によると、半数以上の市民が寝屋川市は住みやすいと感じ、住み続けたいとする定住意向も約6割を示しています。「現在のところに住み続けたい」理由としては、「長年住んでいて、なじみがある」、「買い物など日常生活が便利である」、「近所づきあいがうまくいっている」などが上位にあがっています。一方、引っ越したい理由としては、「住宅条件(広さ・家賃など)が良くない」、「治安が良くない」、「建物が密集していて住み心地が良くない」などが上位を占めています。

また、本市に今後も住み続けたいと思うまちにするには、「健康で心豊かに暮らせるまちづくり」、「心安らぐ安全・安心のまちづくり」などの分野に力を入れるべきであるという調査結果となっています。

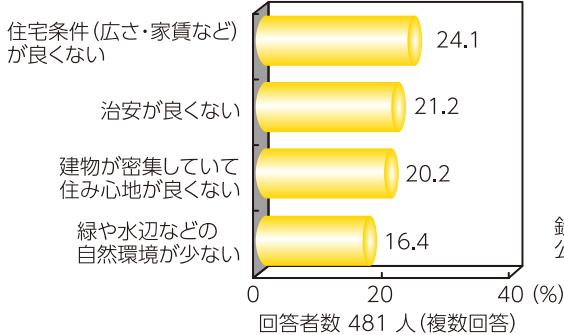
#### ■ 寝屋川市の住みやすさ



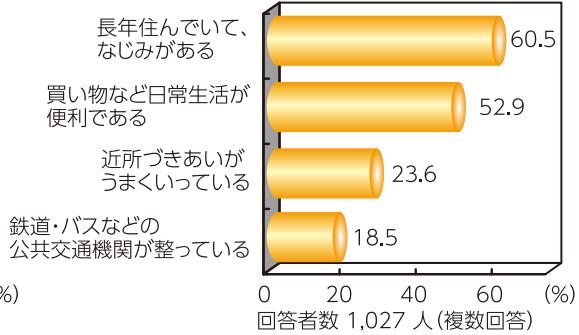
#### ■ 定住意向



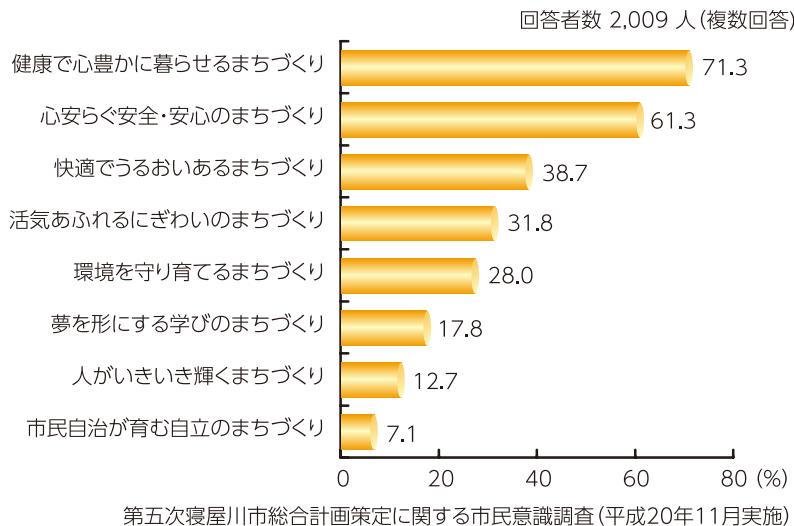
#### 引っ越ししたい理由



#### 現在のところに住み続けたい理由



## ■ 今後も住み続けたいと思うまちにするにはどの分野に力を入れるべきか



## ②まちづくりワークショップ……………

まちづくりワークショップでは、分野別に5つの部会に分かれ、今後のまちづくりについて話し合いが行われました。それぞれの部会の考え方をまとめると、次のようになります。

分野	考え方
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人ひとりの行動から始める安全・安心のまちづくり</li> <li>● 地域力・コミュニティの基盤づくり</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が支え、支えられる福祉のまち</li> <li>● ユニバーサルデザイン都市</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育や子育てがしやすいまち</li> <li>● 団体間の交流や連携を大切にし、みんなが活動に参加して楽しめる、元気で明るいまちづくり</li> </ul>
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心でゆとりと活力にあふれた生活都市の実現</li> <li>● まちづくりでひとづくり</li> </ul>
産業・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域と密着した産業のまち</li> <li>● 自然環境の創出を通じたコミュニティの再生</li> </ul>

第五次寝屋川市総合計画策定に係るまちづくりワークショップ(平成21年8月提言より)

また、今後のまちづくりにおいては「地域活動のつながりづくり」、「市民の主体的ななかわりと仕掛けづくり」、「活気と継続性のあるまちづくり」、「市民の役割と行政との関係づくり」の4点を大切にしていきたいとされています。

# 第3節 まちづくりの課題と視点

## 1 市民が主役

昭和35年から昭和50年頃までの急激な都市化を乗り越え、その後、人口減少や急速な高齢化を迎えるなど、寝屋川市を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

また、地方分権改革の流れの中で、本市はこれまで以上に様々な課題を自ら解決することが求められるようになりました。

このような中、平成20年4月に、本市における自治の基本的な理念と原則を定めた「みんなのまち基本条例」を施行し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果しながら協働してまちづくりに取り組むという理念を明確にしました。

この理念を実現するためには、市民がお互いを尊重するとともに、市民がまちづくりの主役であるという意識を市民と行政が共有しながら、協働により、住みよいまちを創造していくことが重要です。

市民と行政がともに考え方行動し、信頼関係を深めながら、市民の視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

## 2 まちの活気

今後10年間に急速な人口減少が予想される寝屋川市においては、まちのにぎわいや人の元気を創出することにより、まちの活力を維持・向上させていくことが求められています。

市民の多方面にわたる活発な活動によって、まちの活力が更に高まります。

人口の減少と、少子高齢化による人口構造の変化に対応したにぎわいの創出には、産業の安定化と活性化に加え、市民が地域活動や交流の場に気軽に参加できるしくみやネットワークを構築し、市民活動にかかわる機会を広げていくことが重要です。

子どもたちが夢を育み、すべての市民が生きがいを持ちながらいきいきと活動し、元気あふれるまちをめざす必要があります。



### 3 安全・安心

市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域力の低下が懸念されるとともに、高齢化が急速に進むため、市民生活の様々な分野での安全・安心の確保を図っていくことが求められます。

市民一人ひとりの安全への意識の高揚はもとより、地域の安全は地域で守るという原点に改めて立ち、安全と安心が確保された地域づくりを市民と行政が連携しながら進めていくことが重要です。

だれもが世代を越えて地域とつながり、助け合い、支えあいながら、安全で安心して日常生活を送ることができる地域社会を形成していく必要があります。

### 4 愛着と誇り

文化や歴史はその土地の風土を形成してきた優れた資源です。

これらの資源を大切に保存・活用することにより、まちの魅力を高めることが求められています。

文化や歴史が暮らしに溶け込み、その中で子どもたちが育ち、市民がその文化などに親しみと愛情を持ち、誇りとできることが重要です。

また、まちのイメージアップを図り、「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」と感じるようなまちの求心力を高めることも大切です。

寝屋川市の地域特性を最大限に活用することにより、市民が愛着や誇りを持ち、満足感が得られるまちをめざす必要があります。

### 5 次世代への継承

質的な豊かさを重視する成熟社会の潮流に合わせて、安全・安心で快適な住環境やおもむきのある景観など、良質な都市空間が求められています。

既存施設や地域に残る自然、文化、歴史などを有効に活用しながら、安全性、機能性、効率性等を重視した都市基盤整備を行うとともに、すべての人が住みやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めることが重要です。

また、市内に残る自然との共存・共生をめざし、緑や水辺環境などそれぞれの特性に応じた保全、創造を行い、自然と調和した生活環境を整備していくことも大切です。

次代を担う子どもたちに貴重な自然や文化と調和した、魅力あふれる都市空間を引き継ぐ必要があります。